

決済用普通預金

令和3年11月1日現在

商品名 (愛称)	決済用普通預金(無利息型)
販売対象	・個人および法人のお客様
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息	・無利息となります。
切り替え	・有利息の普通預金から決済用普通預金(無利息型)への切り替えができます。なお、切り替え後も口座番号は変わりませんので、引続き各種料金等の自動支払や給与、年金等の自動受け取りサービス等、そのままお手続きなく継続利用ができます。
通帳	・有利息の普通預金から決済用普通預金(無利息型)への切替の場合、既存のキャッシュカードと通帳はそのまま利用できます。
手数料	・本商品の新規口座開設、既存の有利息の普通預金口座から本商品への切り替えにともなう手数料はかかりません。 ・既存の有利息の普通預金口座からの切替時は申込書に収入印紙200円が必要です。 ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要な場合があります。 ・以下の条件をすべて満たす口座は、未利用口座管理手数料をいただきます。 ①2021年1月4日以降開設された口座で、2年間以上取引がない ②当該口座の預金残高が1万円未満 ③他の預かり資産及び当金庫の出資のお取り扱いがない ④当座貸越を含む融資取引がない ⑤口座名義人の年齢が20歳以上(手数料徴求時点)
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・本決済用普通預金は無利息です。
苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課(9時~17時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。 ・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険法が定める「決済用預金(※)」であり、預金保険制度により全額保護されます。 (※)「決済用預金」とは①無利息、②要求払い(随時払い戻しができること)、③決済サービス(口座振替等)が提供可能なこと、という3要件を満たす預金のことをいいます。